# 1 遺言書の記載例①
## ～不動産と預金を推定相続人に相続させる場合～

実際の遺言書の記載例から民法上の要件や本制度を利用する上でのルールと注意事項を見てみましょう。

記載例①は財産目録を添付しないで作成した遺言書になります。

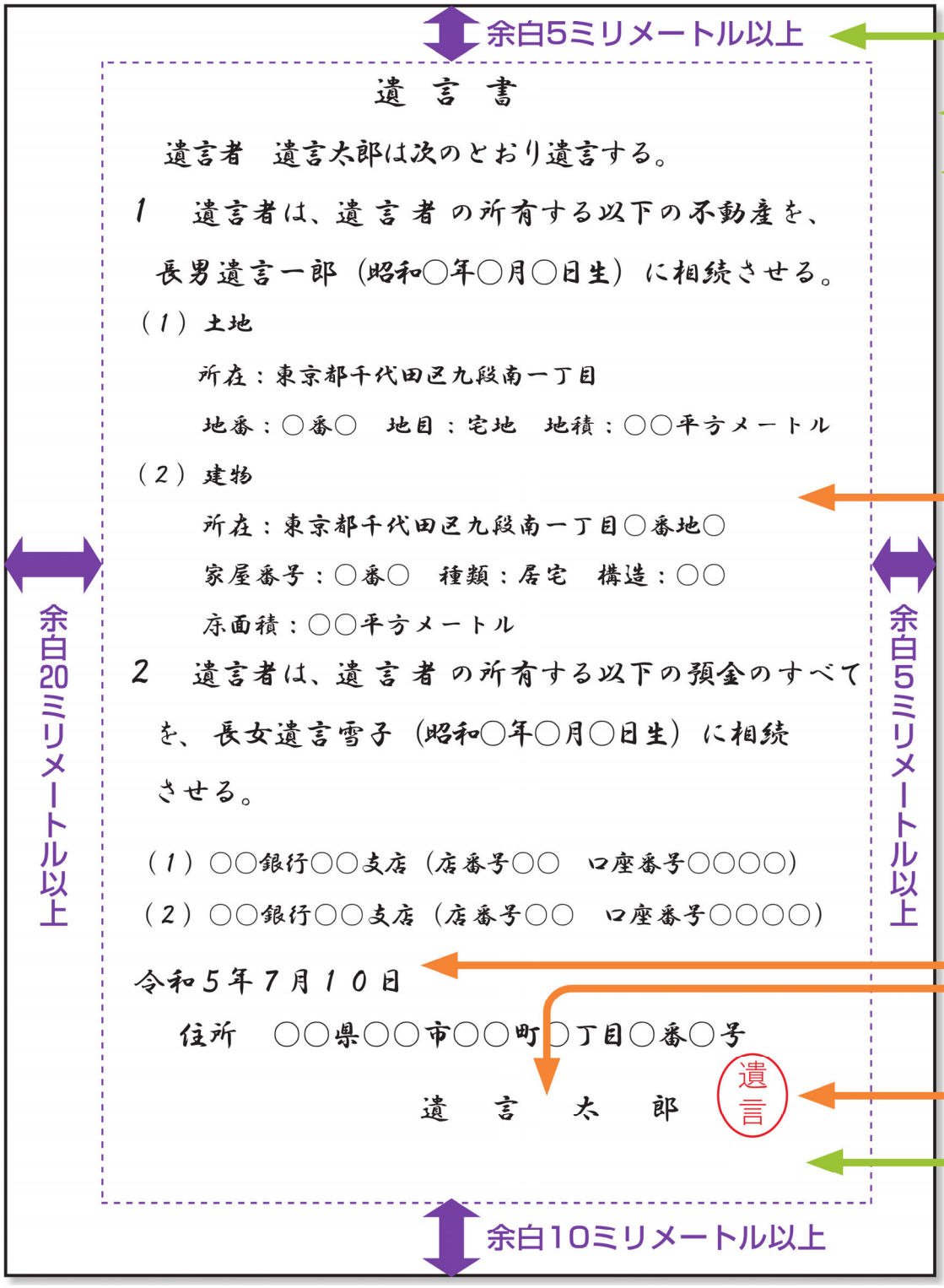

### 用紙がA４サイズ
文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものである必要があります。

### 余白の確保
上側５ミリメートル以上
下側 10ミリメートル以上
左側20ミリメートル以上
右側5ミリメートル以上の余白が必要です。

### 片面のみに記載
裏面にはなにも記載しないようにします。契印も不要です。

### ページ番号を記載
遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。

### 本制度の様式上のルールについて
民法上の要件に加え、本制度を利用する場合に、守っていただかなければならない様式上のルールがあります（法務局における遺言書の保管等に関する省令別記第1号様式）。

①A４サイズ
②上側５ミリメートル以上、下側10ミリメートル以上、左側20ミリメートル以上、右側５ミリメートル以上の余白を確保する
③片面のみに記載
④各ページにページ番号を記載
（1枚のときはページ番号の記載は不要）
⑤複数ページでも、とじ合わせない
（封筒も不要）

### 遺言書全文の自書
ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。

### 遺言書の作成日付の自書
作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。

✕「○年○月吉日」などの記載は不可

### 遺言者の署名
遺言者の氏名は、住民票などの記載どおりに記載します。

✕ペンネームの記載は不可

### 遺言者の押印
押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

### 遺言書の全文、日付、氏名の自書と押印（民法第968条第1項の要件）
自筆証書によって遺言をするには、遺言書の全文、遺言の作成日付及び遺言者氏名を、必ず遺言者が自書し、押印する必要があります。
記載例①を見てみると、この要件を満たしていることがわかります。

### 財産の特定について
財産目録を添付せずに、遺言書本文に財産を自書する場合は、財産の特定について疑義が生じないように、不動産の場合は登記事項証明書等で確認するなどして、間違いがないように記載する必要があります。